

平成19年 No.12

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）の委員から学長を除くことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 2月27日 大学院連合学校教育学研究科委員会 審議承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 2 月28日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第 8 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平成 8 年規程第12号）及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成 8 年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）の委員から学長を除くことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）副学長 （2）研究科長 （3）学系長 （4）研究科専任教員 （5）研究科委員会規程第3条第4号に規定する者 （6）各連合講座から選出された研究科所属教員 各1名 （7）主指導教員となっている者 2 前項第7号の委員は、第5号又は第6号の委員を兼ねることができる。 3 第1項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長を置き、<u>研究担当の副学長</u>をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 〔省略〕 （学長の出席） <u>第7条 学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。</u> （報告） <u>第8条 委員会において決定した事項は、研究科委員会に報告するものとする。</u> （庶務） <u>第9条 委員会の庶務は、総務部総務課の協力を得て、学務部学務課が処理する。</u> （補則） <u>第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）<u>学長</u> （2）副学長 （3）研究科長 （4）学系長 （5）研究科専任教員 （6）研究科委員会規程第3条第4号に規定する者 （7）各連合講座から選出された研究科所属教員 各1名 （8）主指導教員となっている者 2 前項第8号の委員は、<u>第6号又は第7号</u>の委員を兼ねることができる。 3 第1項<u>第7号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長を置き、<u>学長</u>をもって充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 〔省略〕 （報告） <u>第7条 委員会において決定した事項は、研究科委員会に報告するものとする。</u> （庶務） <u>第8条 委員会の庶務は、総務部総務課の協力を得て、学務部学務課が処理する。</u> （補則） <u>第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会</u>

会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

が定める。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）の委員から学長を除くことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （委員以外の者の出席） 第8条 <u>東京学芸大学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。</u> <u>2</u> 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （委員以外の者の出席） 第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 〔省略〕